平成２１年（フ）第１２０号
広島県呉市阿賀南６丁目２番55号
債務者　山本　敬義
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１２２号
広島県呉市広本町１丁目３番６―201号
債務者　安常　愛子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１２４号
広島県竹原市竹原町3166番地２
債務者　御宿くるみ
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１２５号
広島県江田島市大柿町大君3211番地６
債務者　奥村　　勝
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１８号
徳島市沖浜東３丁目60番地　アルファステイツ沖浜1501号
債務者　森井　美恵
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５６号
徳島県板野郡藍住町富吉字中新田87番地６
債務者　笹田　操子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５７号
徳島県板野郡藍住町富吉字中新田87番地の６、住民票上の住所徳島市応神町吉成字只津121番地の５
債務者　笹田　益雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２５号
大分県別府市石垣西３丁目９番20―103号
債務者　藤永　和也
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１７４号
沖縄県浦添市城間４丁目３番18号　Ｙ－ＳＰＥＣ501
債務者　林　　美鈴（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第８５号
岩手県花巻市二枚橋第６地割100番地
債務者　伊藤　浩平
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第８４号
宮城県柴田郡柴田町船岡土手内１丁目７番24―３号
債務者　横山さゆり
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２５５号
秋田県男鹿市払戸字横長根196番地１
債務者　大貫　和男
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６８号
秋田市新屋町字新町後228番地14
債務者　糸田　玲子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０６号
長野県塩尻市大字塩尻町443番地10　ＭＫブリッジ203、前住所長野県塩尻市大門五番町15番９号
債務者　山辺　茂子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第７号
兵庫県伊丹市森本１丁目65番地の２
債務者　田中勝こと　兪　　應洙
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２０７号
兵庫県伊丹市東野８丁目78番地１　アビタシオン・アールデコ311号
債務者　松山　瑞理
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７８号
兵庫県豊岡市日高町観音寺856番地
債務者　笠原　和馬
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係